

経済活動助成事業に係る FAQ

1 申請できる団体はどのような団体か。

要綱第2条のとおり、①都道府県、②市区町村のみが対象です。

2 協議会からの申請は可能か。

協議会形式で事業を実施すること（申請団体がクリア助成金を負担金として協議会に支出する場合）は可能ですが、申請は自治体からしていただく必要があります。なお、その場合は、規約・協議会名簿、負担金に係る支出負担行為書と内訳書の提出が必要です。助成金の交付先も自治体の口座への入金となりますので予めご了承ください。

3 対象となる事業の具体例を教えてください。

地域産品の海外販路開拓やインバウンド誘客など、地域経済の活性化につながる海外向けの取組が対象です。例えば、

- 海外での観光プロモーション
- 商談会・展示会・フェアの実施
- 海外バイヤー等の招へい
- SNS や動画を活用した海外向け情報発信
- 現地旅行会社等との連携事業

などが対象となります。なお、既存の団体が実施する物産展に出展、参加することのみの事業は対象外となりますのでご注意ください。詳細は、過去の採択事業もご参照ください。

URL： <https://economy.clair.or.jp/activity/grant/> 支援自治体一覧

4 継続事業であっても申請は可能か。

前年度と実施内容が同様である継続事業は対象外ですが、既存事業であっても発展的要素が含まれるということであれば申請可能です。

5 他の自治体と連携して申請することは可能か。

可能です。複数自治体と連携する際は、窓口となる自治体から申請してください。また、助成金の交付先は、窓口となる自治体の口座への入金となりますので予めご了承ください。

6 1つの自治体から複数申請してもよいか。

複数事業を申請いただくことは可能です。

なお、応募件数が予算規模を大きく上回る場合には、より多くの自治体に助成機会を提供するため、審査結果を踏まえつつ、一自治体あたりの採択件数を調整する場合があります。このため、複数事業を申請いただいた場合でも、採択となる事業は一部となることがあります。

7 国からの交付金も活用しながら実施したいが、申請は可能か。

要綱第3条第2項第2号のとおり、申請できません。採択後に国の交付金の採択が決まり、そちらを活用される場合は、本助成金の申請は取り下げいただく必要があります。

8 採択結果はいつ頃わかるか。

審査結果及び助成予定額については、2月頃を目途に内示によりお知らせします。

なお、正式な採択通知は、クレアの当該年度予算の成立後、3月下旬頃となります。

9 助成額が申請額を下回ることはあるか。

助成額は、助成対象経費の「1/2 以内の額」としています。より多くの自治体の取組を支援する観点から、応募状況等を踏まえて決定するため、申請額を下回る場合があります。このため、事業計画及び予算の検討に当たっては、助成額が申請額を下回る可能性についてもあらかじめご考慮ください。

10 旅行会社と連携し、事業を委託することは可能か。

事業を委託することは可能です。ただし、単なる資金供与を目的とした事業は申請対象外となります。

11 天災等でイベントが中止・延期となり参加できなくなった場合はどうなるか。

当初の事業目的や実施内容に見合う代替事業を実施していただく必要があります。代替事業の実施をされない場合、当初の事業計画と比べて事業規模や実施内容が大きく変更されることとなるため、助成対象として取り扱うことが難しい可能性があります。

12 採択後に事業内容を変更することは可能か。どのような手続きをとればよいか。

事業内容を大幅に変更する場合は、変更承認申請が必要となります。大幅な変更とは、一部事業の中止や全体の遂行手段が変わる場合、当初計画になかった新たな手段を取り入れる場合は該当します。一方、要綱第8条の軽微な変更とは、助成額の2割以内の変更が該当します。

13 実績報告書は、2月末までに提出すればよいか。

最終的な提出期限は2月末としていますが、事業完了後速やかにご提出ください。

14 国内事業及び海外事業を合わせて実施することは可能でしょうか？

国内事業と海外事業の要素を併せ持つ事業であっても申請は可能です。

ただし、明確な区分仕分け条件はございませんので、事業全体の内容を踏まえ、主として海外で実施する事業に該当するのか、主として国内で実施する事業に該当するのかを判断した上で、助成対象経費の2分の1以内で上限として500万円または300万円を適用することとなります。